

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬010
- (2) 請負の表示 Orbitrap Eclipse トライブリット質量分析計システム サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製 年間保守 1式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 請負場所 大阪大学薬学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係
電話 06-6879-8151
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年3月28日(金) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

1. 目的

本仕様書は、Orbitrap Eclipse トライブリット質量分析計システム サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製 1 式（以下、「本システム」という）において不時の障害が発生した際の保守業務（以下、「本業務」という）を目的とするものである。

2. 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 本業務の実施場所

本業務の実施場所は、本システムが採用されている対象機器の設置場所である国立大学法人大阪大学薬学研究科とする。

4. 本業務の内容

- ・保守対象：ア) Orbitrap Eclipse
 - イ) EASY nLC 1200
 - ウ) リモートサポートサービス用スマートフォン貸出
 - エ) AT-24NC

受注者は、別紙添付カスタマーサポートプラン仕様書に基づき、必要な保守業務を、速やかに実施するものとする。

契約期間中は、2 回までは交換部品料金（試薬、消耗品を除く）を無償対応とする。

基本料金、技術作業料、技術者派遣費・宿泊費を含む。

定期点検の実施（実施時期は調整）

5. 除外作業

次の各号に定める作業については、本業務の対象外とする。ただし、必要があると認めるときは、発注者は、受注者と協議のうえ、実施時期、対価その他必瘀事項を定め、当該作業を依頼できるものとする。

- (1) 天災、火災、地震、停電その他不測の事故による故障または損傷
- (2) 停電および異常電圧等の外部要因によるもの
- (3) 故意または過失により対象装置に損傷または破損を生じた場合
- (4) 故障の原因が対象装置以外の機器にある場合の故障または損傷

- (5) サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社および同社の再委託先以外による修理、分解、加工等に起因する故障または損傷
- (6) サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社が規定する、対象装置に関する環境設定の条件と著しく異なる環境下において稼働された場合の故障または損傷
- (7) 対象装置の設置場所以外への移転、または設置場所からの撤去の作業
- (8) バイオセーフティレベル 3 以上の実験室での作業

6. 代金の支払

請負代金は、一括前払いとし、請求書発行日の属する月の翌々月末までに支払うものとする。

7. その他

- (1) 本業務の実施に際し、本学の研究・業務に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施にあたって使用する光熱料は、発注者が負担する。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び仕様書に疑義を生じた場合には、発注者と受注者との協議の上、取り決めるものとする。

以上

カスタマーサポートプラン仕様書

1. プラン名	アカデミアサポートプラン
2. 内 容	対象装置に対する、以下の業務とする。 (1) 定期点検(年 1 回) (2) 故障修理対応(年 2 回まで無償) (3) リモートサポートサービス ※点検作業に伴う作業費、出張料金、宿泊費および交換部品代を含む。ただし、消耗品は別途有償とする。 ※修理作業および修理に必要な部品(消耗品を除く)は年 2 回まで無償とする。(3 回目以降は別途有償) ※リモートサポートサービスの利用にあたり、お客様側でネットワーク環境およびスマートフォンを準備いただくものとする。ネットワーク環境およびスマートフォンがない場合は、当サービス専用のスマートフォンを有償で貸し出すものとする。専用スマートフォンの貸し出し期間は本サポートプラン契約期間中とし、解約時に返却するものとする。 ※本サポートプラン加入中に限り、オンサイトトレーニング費用(出張料金は除く)を 50%割引とする。 ※制御用コンピューター、モニターおよびプリンターはサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社が対象装置の付属品として供給したもののみ本サポートプランの適用対象とする。2 台目以降のコンピューターはオプション扱い(別途有償)とする。ただし、制御用コンピューター、モニターおよびプリンター製造元で修理不可能と判断された場合には、本サポートプランの適用対象外とする。 ※対象装置に第三者が製造する製品が含まれる場合、当該製品については、当該第三者がサービスを提供することが可能な範囲に限定する。 ※その他、追加オプション等が含まれる場合は、別途見積書に記載のとおりとする。
3. 対応時間	平日 9 時から 17 時 30 分まで (ただし、土日祝祭日、年末年始およびサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社が指定する休業日は対象外)
4. 加入条件	(1) 加入時、対象装置が正常に稼働していることを前提とする。なお、故障がある場合は、有償での修理完了後に加入とする。 (2) 学校/大学法人のみを対象とする。 (3) リモートサポートサービス専用スマートフォンを貸し出しする場合は、加入時、お客様側でスマートフォン貸し出しに関する同意書にサインおよびサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社へ提出いただくことを必須とする。
5. 特記事項	本サポートプランに関する契約は、以下 URL のウェブサイトに掲載の「カスタマーサポートプラン契約一般条項」が適用されるものとする。 ※「カスタマーサポートプラン 契約一般条項」掲載先ウェブサイトの URL: https://www.thermofisher.com/jp-iescontract リモートサポートの提供にあたっては以下 URL のウェブサイトに掲載の「リモートサポートサービス利用契約条件」が適用されるものとする。 ※「リモートサポートサービス利用契約条件」掲載先のウェブサイトの URL: https://www.thermofisher.com/jp/ja/home/products-and-services/services/instrument-qualification-services/instruments-maintenance/support-plans2/remote-support-service-contract-conditions.html リモートサポートのご利用に際し、スマートフォン貸し出しサービスをお申込み頂く場合は、以下 URL のウェブサイトに掲載の「リモートサポート用スマートフォン賃貸借契約に関する条件」が適用されるものとする。 ※「リモートサポート用スマートフォン賃貸借契約に関する条件」掲載先のウェブサイトの URL: https://www.thermofisher.com/jp/ja/home/products-and-services/services/instrument-qualification-services/instruments-maintenance/support-plans2/conditions-remote-support-smartphone.html

6. 本サポートプラン 適用除外事由	(1) 天災、火災、地震、停電その他不測の事故による故障または損傷 (2) 停電および異常電圧等の外部要因によるもの (3) 発注者の故意または過失により対象装置に損傷または破損を生じた場合 (4) 故障の原因が対象装置以外の機器にある場合の故障または損傷 (5) サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社および同社の再委託先以外による修理、分解、加工等に起因する故障または損傷 (6) サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社が規定する、対象装置に関する環境設定の条件と著しく異なる環境下において稼働された場合の故障または損傷 (7) 対象装置の設置場所以外への移転、または設置場所からの撤去の作業 (8) バイオセーフティレベル 3 以上の実験室での作業
-------------------------------	--

作成日 2022 年 2 月 14 日

文書番号 P23_20220214

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬010

請負の表示 : Orbitrap Eclipse トライブリット質量分析計システム サーモフィッシャー
サイエンティフィック株式会社製 年間保守 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 Orbitrap Eclipse トライブリット質量分析計システム サーモフィッシャーサイエ
ンティフィック株式会社製 年間保守 1 式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 3 条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第 4 条 業務は、国立大学法人大阪大学薬学研究科において行うものとする。

第 5 条 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第 7 条 請負代金は、契約開始後前払いするものとし、適法な請求書受領後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第 8 条 契約保証金は免除する。

第 9 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 10 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第 11 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合に記載する。)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘 1 番 6 号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡 印

受注者

印

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。